

「滋賀県食品ロス削減推進計画（案）」に対して提出された
意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

令和2年(2020年)12月22日(火)から令和3年(2021年)1月21日(木)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県食品ロス削減推進計画（原案）」についての意見・情報の募集を行った結果、6名（団体4者含む）の方から、計11件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する滋賀県の考え方を次に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2. 提出された意見・情報の内訳

項 目	件 数
第1章 計画策定の趣旨等	1件
第2章 食品ロスの現状と課題	2件
第3章 計画の理念と施策の方向性	0件
第4章 食品ロス削減推進施策	6件
第5章 計画の推進体制および進行管理	1件
その他	1件
合 計	11件

3. 意見・情報等に対する滋賀県の考え方について

番号	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に対する県の考え方
第1章 計画策定の趣旨等			
1	2	<p>(第1節 計画策定の趣旨)</p> <p>食品ロス削減が、温室効果ガス削減につながることをうたっているのに、SDGsの該当目標に13が入っていない。食品ロス削減は気候変動対策として、市民レベルで取り組むべきことである。</p>	<p>ご意見のとおり、食品ロス削減は、温室効果ガスの排出削減に繋がり、県として食品ロスの削減を目指すことは、SDGsの「目標13（気候変動）」のターゲット13.2「気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む」ことを同時達成することとなります。</p> <p><u>ご意見を踏まえ、計画に上記の内容を追記します。</u></p>
第2章 食品ロスの現状と課題			
2	6	<p>(第1節 2(1)②食品ロスの発生要因について)</p> <p>4行目では「直接廃棄」と記載されているが、14行目では「手つかず食品」と記載されており、統一した方がいいのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p><修正後> (14行目)</p> <p>・また、食品ロスが発生している要因は、「食べ残し」と「<u>手つかず食品（直接廃棄）</u>」がそれぞれ4割程度であり、「過剰除去」が2割程度となっています。</p>
3	6	<p>(第1節 2(2)事業系食品ロスの発生状況)</p> <p>食品ロスを減らすため、滋賀県内の事業所で処分する生ごみの量が多ければ、税金や罰則をかける仕組みが必要だと思う。条例の制定を視野に、より実効性のある規制をとってほしい。</p>	<p>本計画は、税金や罰則をかける仕組みづくりではなく、食品ロス削減推進法に基づき、県民や事業者等が食品ロスの問題を「我が事」として捉え、食品ロス削減の理解と行動の変革が広がるよう、消費者、事業者、関係団体、行政等の多様な主体が連携して、取組を推進していくことを理念としています。</p> <p>なお、事業者から排出される食品廃棄物等の発生抑制や減量化の取組は、食品リサイクル法によって再生利用等実施率の目標が設定されているところです。</p>

番号	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に対する県の考え方
第4章 食品ロス削減推進施策			
4	13	<p>(第1節 1 消費者の役割と行動【行動例】(1) 買物の際)</p> <p>「規格外の農林水産物（曲がっていたり傷がついてしまったりしていて、大きさや色、形、品質などが規格に適合しない農林水産物）を積極的に購入する。」と加筆していただきたい。</p>	<p>規格外農林水産物の購入については、本文 13 ページ 11 行目に記載の「食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する」に包括されるため、原案のままとします。</p> <p>なお、基本的施策の一つとして、関係課と連携・協力し、規格外農畜水産物の活用や消費者の理解の促進に努めてまいります。</p>
5	15	<p>(第1節 2 事業者の役割と行動【行動例】⑤食品関連事業者等の共通する事項)</p> <p>食品ロス削減は、運用やチェックなどの仕組みで管理を実施し、量を減らすことを最優先として取り組んでいる。安全性などの課題があるため、外箱破損などの商品の寄付（フードバンク活動）を行う予定は、現在のところない。</p> <p>フードドライブについては、他県でフードバンク団体、自治体と連携し実施している事例があるが、現在のところ、拡大の予定はない。</p>	<p>県では、本計画に基づき、フードドライブの推進や災害救助物資の有効活用、関係者相互の連携の促進を通じて、未利用食品を有効活用する仕組みづくりを進めていきたいと考えています。</p> <p>今後、これらの取組に関する情報発信を行うとともに、県民や事業者の皆様にも積極的に参画いただけるよう、様々な課題について関係者と意見交換しながら進めてまいりたいと考えています。</p>
6	17	<p>(第2節 1 (2) ②事業活動における食品ロスの未然防止等の促進 ア)</p> <p>畑などから出る規格外野菜などについて、取組が進んでいない。気候変動による過剰生産分をロコミで販売する取組もある。このように、理由を理解して買ってもらう取組を進めるべきである。滋賀には、道の駅などの地域の野菜直販場が多くあり、小ロットでの販売も可能だと思ふ。また、6次化を進める動きに関しても応援していただきたい。</p>	<p>基本的施策の一つとして、関係課と連携・協力し、規格外農畜水産物の活用や消費者の理解の促進に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見は今後の施策を進めるうえでの参考にさせていただきます。</p>

番号	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に対する県の考え方
7	17	<p>(第2節 1 (2) ②事業活動における食品ロスの未然防止等の促進 イ)</p> <p>地産地消は、食品へのダメージ少なくなり廃棄量が減るだけでなく、栄養も損なわれる分が少なくなるということ、輸送時のCO2排出を抑えることにもつながり、とても有効だと思う。また、地域の資源を地域で循環させるという意味でも、県外への拡販活動よりは、まずは県内だと思う。県内の農産物の直販場で買い物をするとインセンティブをつけてもらえるキャンペーンや、マルシェなどで生産者と消費者をつなげるなど、地域の物を買おうという機運を高めていただきたい。また、湖魚の拡販も食べ方と共に勧めていただきたい。</p>	<p>基本的施策の一つとして、関係課と連携・協力し、地産地消の推進や消費者の理解の促進に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見は今後の施策を進めるうえでの参考にさせていただきます。</p>
8	18	<p>(第2節 1 (3) 表彰の実施)</p> <p>食品ロス削減の先進的な取組を表彰することは不要。仮にある事業所を表彰したとしても、喜ぶのは事業所の担当者のみで多くの従業員にとっては表彰されても他人事である。</p>	<p>表彰については、食品ロスの削減の推進に関する法律第16条に基づき、食品ロス削減の機運醸成を図るため実施していきたいと考えています。</p> <p>なお、表彰実施にあたっては、事業者だけでなく個人や団体も対象とし、先進的な取組事例を周知することによって、県民や事業者に食品ロス削減の取組の重要性が広く認知され、各地域における取組が促進されるよう、工夫しながら実施してまいります。</p>
9	18	<p>(第2節 3 未利用食品を有効活用する仕組みづくり)</p> <p>県庁や各地の事業所で未利用食品を回収し、福祉施設や低所得者へ配布する活動を継続できるよう、各事業所の取組やフードバンクの活動主体について、広報活動を行ってほしい。</p>	<p>未利用食品を有効活用する仕組みづくりについては、フードドライブの推進や災害救助物資の有効活用を通じて、各地域で活動しているフードバンクや子ども食堂、事業者等と情報を共有し、連携して取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>今後、これらの取組について、県ホームページ等の各種媒体を通じて、広く情報発信してまいります。</p>

番号	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に対する県の考え方
第5章 計画の推進体制および進行管理			
10	21	「食品ロス削減の取組を実践している消費者の割合」について現状 78.3%に対し、目標(2025)80%となっており、約2.2% (80%÷78.3%-100) の増加率となっている。他項目の目標値と比較して低く設定している根拠を教示願いたい。	この目標値については、国が定めた「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に合わせて設定しています。
その他			
11	—	<p>最優先に取り組むことはごみの削減（食品ロスやプラスチックごみを含む）である。そのため、ごみの発生を抑制することを目的に、規制を進めてほしい。</p> <p>個人がプラスチックなどの包装を減らそうとしても限界があるので、事業所へのごみの抑制を求めることが重要。未利用食品の活用についてはごみ削減をした後の課題になるため、優先順位は低い。</p>	<p>ご意見のとおり、まずは県民や事業者の皆さんが食品ロスの発生量を把握し、食品ロスの問題を「我が事」として捉え、ロス削減に向けて自ら積極的に行動できるように取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>また、プラスチックごみ対策については、「滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針」等に基づき、取組を進めてまいりたいと考えています。</p> <p>いただいたご意見は今後の施策を進めるうえでの参考にさせていただきます。</p>

※ 意見等の該当頁等は、県民政策コメントで公表した「滋賀県食品ロス削減推進計画（原案）」に沿っています。

